

施策番号	2302		
施策名	既存建築物の安全性の向上		
概要	定期報告、査察その他の調査の際に、既存建築物の避難上、防火上その他安全上の指導を徹底することにより、既存建築物の安全性を向上させ、既存建築物における災害や事故から市民のいのちと暮らしを守る。		
担当局・部室	都市計画局・建築指導部	共管局・部室	
上位政策	23 建築物		
施策に関係する 主な分野別計画等	京都市建築物安心安全実施計画		

施策の評価

1 客観指標評価

指標名		28年度	29年度	30年度評価					
				前回値	最新値	目標値	達成度	評価	指標の ウェイト
1	対象建築物の定期報告数(件)	a	a	3,334	3,664	4,210	87.0%	a	1.00
2	既存建築物の査察その他調査の件数(件)	a	a	1,479	1,618	1,100	147.1%	a	1.00
3	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	-	-	-	-	-	-	-	-	
		a	a	客観指標総合評価				a	

2 市民生活実感評価 *この評価は、毎年5月頃に実施している京都市市民生活実感調査のアンケート結果を基にしています。

設問		28年度	29年度	30年度回答					
				そう思う	どちらかと言 うとそう思う	どちらとも 言えない	どちらかと言 うとそう 思わない	そう思わ ない	有効回答 者数
1	地震や火災に強い建物が増えている。	c	b	27 6.5%	147 35.3%	176 42.3%	44 10.6%	22 5.3%	416
2	-	-	-						
3	-	-	-						
4	-	-	-						
5	-	-	-						
		c	b	市民生活実感調査総合評価					c

3 総合評価(客観指標総合評価+市民生活実感調査総合評価)

B	施策の目的がかなり達成されている					29 年度	A
	重み付け	☒ 客観指標	a	☐ 市民の実感	c		
(重み付けの理由) 既存建築物の安全性の向上は、すぐには市民に実感されにくいので客観指標評価を重視する。						28 年度	B
(原因分析) 客観指標総合評価 ☒ b評価以上であり、施策の効果が客観指標に表れている。 ☐ c評価以下であり、次の原因が考えられる。							
(原因分析) 市民生活実感調査総合評価 ☐ b評価以上であり、施策の効果が市民の実感に表れている。 ☒ c評価以下であり、次の原因が考えられる。 昨年度、札幌市の木造寄宿舍における火災やさいたま市の風俗店における火災等、全国で建築物にまつわる事故が多発し、建築物の安全性の向上に対する市民実感が得られにくくなったことが一因となり、c評価に低下したと考えられる。							

今後の方向性の検討

<この施策を構成する事務事業>

	事業名	事業費の状況(千円)		30年度事務事業 評価結果における 目標達成度評価	担当局
		29年度 決算額	30年度 予算額		
1	吹付けアスベスト除去等助成事業	8,688	13,383	普通	都市計画局
2	民間建築物の耐震化対策	500,019	641,237	普通	都市計画局
3	建築物の防災に対する事務	16,377	19,387	普通	都市計画局
4	土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業	10,108	15,216	普通	都市計画局
5	市有建築物耐震改修工事	8,729	31,991	—	都市計画局
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

*予算額には人件費及び施設管理に係る経費を含みます。

<今後の方向性>

・既存建築物における災害や事故を未然に防ぐため、建築物の劣化等の状況把握及び査察に積極的に取り組み、安全指導と違反是正を徹底する。

・定期報告制度を通じて、管理者に対し既存建築物の避難上、防災上、その他安全上の指導を徹底する。また、定期報告制度周知リーフレットなどを活用しながら、既存建築物の安全性の向上に対する所有者等の意識を啓発し、適切な維持管理、定期的な安全点検及び計画的な改修・修繕を促進することにより、市民が地震や火災に強い建物が増えていると実感できるよう取り組む。

施策名	2302	既存建築物の安全性の向上				
指標名	対象建築物の定期報告数（件）					
担当課	建築安全推進課		連絡先	2 2 2 - 3 6 1 3		
1 指標の説明						
建築基準法第12条第1項の定期報告の数						
2 指標の意味						
建築物が安全かつ快適に活用されていることの調査状況を示す指標						
3 算出方法・出典等						
算出方法：建築基準法第12条第1項の定期報告があった既存建築物の総数 出典：事業担当課調べ						
4 数値						
	前回数値 28年度	最新数値 29年度	推移	数値	目標値 根拠	達成度
数値	3,334	3,664	330件増	4,210	平成32年度の目標値である5,000件の達成のために、当年度達成すべき数値	87.0%
	全国順位	中長期目標				備考 平成28年の建築基準法の改正に伴い、定期報告の対象となる建築物数を変更した。
		数値	目標年次	達成度	根拠	
数値		5,000件	32年度	73.3%	建築基準法改正後の対象件数	
5 評価基準						
最新数値の目標値に対する達成度が a：85%以上 b：65%以上85%未満 c：45%以上65%未満 d：25%以上45%未満 e：25%未満						
6 基準説明						
定期報告の提出率の全国平均（22年度：68.4%）を踏まえ、拡大予定数の85%以上を施策の目標達成として、85%以上をa、以下20%刻みで基準を設定した。						
7 評価結果						
282930						
a a a						

指標名	既存建築物の査察その他調査の件数（件）					
担当課	建築安全推進課		連絡先	2 2 2 - 3 6 1 3		
1 指標の説明						
建築基準法第12条第7項に基づく立入調査の件数及び法律に基づかない査察その他調査の件数の合計						
2 指標の意味						
行政による査察等によって、安全性と適法性の状況が確認された既存建築物の数						
3 算出方法・出典等						
算出方法：建築基準法第12条第7項に基づく立入調査の件数及び法律に基づかない査察その他調査の件数の合計 出典：事業担当課調べ						
4 数値						
	前回数値 28年度	最新数値 29年度	推移	数値	目標値 根拠	達成度
数値	1,479	1,618	139件増	1,100	京プラン実施計画 第2ステージにおける32年度の目標である2,000件の達成のために当年度達成すべき数値	147.1%
	全国順位	中長期目標				備考
		数値	目標年次	達成度	根拠	
数値		2,000件	32年度	80.9%	京プラン実施計画 第2ステージ	
5 評価基準						
目標値に対する達成度（%） a:100%以上 b:80%以上100%未満 c:60%以上80%未満 d:40%以上60%未満 e:40%未満						
6 基準説明						
実施予定数の100%以上を施策の目標達成として、100%以上をa、以下20%刻みで基準を設定した。						
7 評価結果						
282930						
a a a						